

二重下線部分は評価委員会の議論を踏まえ修正した箇所

評価実施要領（素案）	各評価委員の意見	事務局回答	評価実施要領（案：修正箇所）
<p>「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。</p> <p>1 評価の目的 評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実に促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。</p> <p>2 評価の方法 (1) 年度評価は、評価委員会が法人から提出された各事業年度における「業務に関する実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）」をもとに、法人からの聴取等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (2) 年度評価は、別表1の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。 (3) 「項目別評価」は、年度計画の項目ごとに法人が当該事業年度の業務実績について自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。 (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について、総合的に評価する。 (5) 評価委員会は、評価結果を決定する際には、評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。</p>	<p>全ての評価項目に対してコメントを付ける必要はあるのか。</p> <p>法人の意見申し出の機会とは、具体的にはどういったやりとりが考えられるのか。</p>	<p>委員会として意見がなければ全てにコメントを付ける必要はない。</p> <p>評価委員会は、法人から提出された年度計画に係る業務実績報告書を見て、疑問点や不明な点等について法人からのヒアリング等を通じて確認・分析し、評価を行っていくことになるが、基本は報告書といった書面であることから、表現や発言等により誤解がある場合も考えられる。そのため事実確認の担保をとるうえでも、評価結果を案の段階で法人に示し、法人に対して反論の機会を与えるためのものである。</p>	<p>「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務の実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施する際の必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。</p> <p>1 評価の目的 修正なし</p> <p>2 評価の方法 (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、<u>項目別評価は「個別項目評価」と「大項目評価」により行うこととする。</u> (2) 年度評価は、別表1の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す<u>こととする。</u> (3) <u>個別項目評価は、別表1の評価項目ごとに法人が当該事業年度の業務の実績について自己点検・評価を行い、これをもとに評価委員会において検証・評価をして、行うこととする。</u> (4) <u>大項目評価は、別表1の評価項目ごとに評価委員会において総合的な評価をして、行うこととする。</u> (5) 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、<u>中期計画の実施状況など法人の業務の実績について、総合的な評価をして、行うこととする。</u> (6) 評価委員会は、評価結果を決定する際には評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。</p>
<p>3 項目別評価の具体的方法</p>			<p>3 項目別評価の具体的方法</p>

評価実施要領（素案）	各評価委員の意見	事務局回答	評価実施要領（案：修正箇所）
<p>(1) 法人による自己評価</p> <p>法人は、年度計画の個別項目ごとに、当該事業年度の業務実績を別表2の評価基準により～の5段階で自己評価（評点）し、計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。</p> <p>また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度の前年度に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。</p> <p>なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。</p> <p>(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価</p> <p>評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとに、法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人から聴取を行ったうえで総合的に検証し、年度計画の達成状況について別表2の評価基準により5段階で評価（評点）を行う。</p> <p>なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示すものとする。</p> <p>(3) 評価委員会による大項目評価</p> <p>評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとの評価と特記事項等をもとに、評価を行う年度計画の大項目ごとの達成状況について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価（評点）するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。</p> <p>大項目評価は、評価項目の評価ランクごとに、を5点、を4点、を3点、を2点、を1点として大項目別の平均点を算出し評価した結果を判断の目安として、評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。ただし、以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。</p> <p>4 全体評価の具体的方法</p> <p>評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。</p> <p>5 評価結果</p> <p>(1) 評価委員会は、評価結果について法人に通知する。</p>	<p>法律（地方独立行政法人法第28条）の表現に合わせて、「中期計画の実施状況」とすべきである。</p>	<p>ご意見のとおり修正したい。</p>	<p><u>項目別評価は、以下の(1)～(3)の手順で行うこととする。</u></p> <p>(1) 法人による自己評価</p> <p>法人は、<u>別表1の個別項目評価の評価項目ごと</u>に、当該事業年度の業務の実績を別表2の評価基準により～の5段階で自己評価（評点）し、<u>年度計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した当該事業年度における業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）</u>を作成する。</p> <p>また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある<u>取組</u>や未達成事項のほか、当該<u>事業</u>年度の前年度の<u>評価</u>において評価委員会から指摘された事項等について、<u>当該事業年度の対応状況</u>などを記述する。</p> <p>なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。</p> <p>(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価</p> <p>評価委員会は、<u>業務実績報告書をもとに</u>法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人からの聴取<u>など調査・分析</u>を行ったうえで<u>業務の実績の全体について検証する。その結果を踏まえ、別表1の個別項目評価の評価項目ごとに別表2の評価基準により～の5段階で評価（評点）し、年度計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した当該事業年度における業務の実績に関する評価結果報告書（以下「評価結果報告書」という。）</u>を作成する。</p> <p>なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合、<u>評価委員会は判断理由等を示す。</u></p> <p>(3) 評価委員会による大項目評価</p> <p>評価委員会は、<u>個別項目評価の結果を踏まえ、別表1の大項目評価の評価項目ごとの実施状況</u>について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価（評点）するとともに、<u>必要に応じて</u>特筆すべき点や遅れている点についての意見を<u>評価結果報告書に</u>記述する。</p> <p>大項目評価は、評価<u>区分</u>ごとに、を5点、を4点、を3点、を2点、を1点として大項目ごとの平均点を算出し、<u>その結果を判断の目安として</u>評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。</p> <p>4 全体評価の具体的方法</p> <p><u>全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況全体について、記述式により総合的な評価をして、行うこととする。</u></p> <p>5 評価結果</p> <p>(1) 修正なし</p>

評価実施要領（素案）	各評価委員の意見	事務局回答	評価実施要領（案：修正箇所）																
<p>(2) 評価委員会は、評価結果を踏まえて必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。</p> <p>(3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。</p> <p>6 評価結果の反映</p> <p>(1) 評価委員会は、評価結果がDランクの項目について、原則として業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。</p> <p>(2) 法人は、評価結果がC及びDランクの項目について、自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 法人が作成する業務実績報告書並びに、評価委員会が作成する評価結果報告書の様式は以下のとおりとする 業務実績報告書・・・別紙様式1 評価結果報告書・・・別紙様式2</p> <p>(2) この実施要領は、評価委員会の決定により必要に応じて見直すことができる。</p> <p>8 附則</p> <p>この実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績に係る評価から適用する。</p> <p>別表1 年度評価における評価項目（実施要領2-(2)関係）</p> <table border="1" data-bbox="125 999 676 1315"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別項目評価</td> <td>以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>大項目評価</td> <td>中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第4 その他業務運営に関する重要事項</td> </tr> <tr> <td>全体評価</td> <td>中期計画の進捗状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。</p>	区分	評価項目	個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。	大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第4 その他業務運営に関する重要事項	全体評価	中期計画の進捗状況	<p>全体の評価結果は、公表されるのか。また、評価委員会の評価結果は、誰の名前で公表するのか。</p> <p>この場合の勧告は、こういった取扱になるのか。公表されるのか。</p> <p>評価結果がDの項目は勧告を行うとあるが、Cの項目は何もしないのか。評価委員会として見逃している印象にならないような何らかの対応は必要である。</p>	<p>評価結果は、法律で公表が義務づけられており、評価委員会の名前で公表する。県のホームページ以外にも報道提供等も行う予定である。</p> <p>評価結果とは別に公表することになると考えている。</p> <p>評価区分B（中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる）が標準であるため、Cの項目まで勧告するとなるとかなりの数になる。よって、Cの項目は、評価結果報告書の「評価委員会の評価コメント」欄において、指摘事項があれば記載いただくことになると考えている。 Dの項目は、法人に対して別途改善勧告を行うというかなり厳しい措置である。</p>	<p>(2) 評価委員会は、評価結果を踏まえて必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。ただし、大項目評価において評価区分をDとした項目については、業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。</p> <p>(3) 評価委員会は、前2項の内容について知事に報告するとともに、公表する。</p> <p>6 評価結果の反映</p> <p>(1) <u>法人は、評価委員会からの勧告を尊重し、業務運営の改善等に努める。</u></p> <p>(2) 法人は、<u>評価委員会の評価が評価区分Cとなった項目について、自主的に業務運営の改善等に努める。</u></p> <p>7 その他</p> <p>(1) 業務実績報告書及び評価結果報告書の様式は以下のとおりとする。 業務実績報告書・・・別紙様式1 評価結果報告書・・・別紙様式2</p> <p>(2) 修正なし</p> <p>8 附則</p> <p>この実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績にかかる評価から適用する。</p> <p>別表1 年度評価における評価項目（実施要領2-(2)、<u>(3)、(4)</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="1574 999 2128 1315"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別項目評価</td> <td>以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に対応する年度計画の項目を基本とする</td> </tr> <tr> <td>大項目評価</td> <td>中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第4 その他業務運営に関する重要事項</td> </tr> <tr> <td>全体評価</td> <td>中期計画の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。</p>	区分	評価項目	個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に 対応する年度計画 の項目を基本とする	大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第4 その他業務運営に関する重要事項	全体評価	中期計画の 実施 状況
区分	評価項目																		
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。																		
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第4 その他業務運営に関する重要事項																		
全体評価	中期計画の進捗状況																		
区分	評価項目																		
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に 対応する年度計画 の項目を基本とする																		
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第4 その他業務運営に関する重要事項																		
全体評価	中期計画の 実施 状況																		

評価実施要領（素案）	各評価委員の意見	事務局回答	評価実施要領（案：修正箇所）																																																												
<p>2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に関連する項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」 <p>別表2 個別項目評価における評価基準（実施要領3 - (1)、(2)関係）</p> <table border="1" data-bbox="125 472 676 655"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価の基準の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>年度計画を著しく上回って実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を上回って実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を概ね計画どおり実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を十分に実施できていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を著しく下回っている、又は実施していない</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 1 評価にあたっては、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。</p> <p>別表3 大項目評価における評価基準（実施要領3 - (3)関係）</p> <table border="1" data-bbox="125 815 676 1174"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価の基準の説明</th> <th>判断の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>中期計画の進捗状況は特筆すべき実施状況にある</td> <td>評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が4.3点以上</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>中期計画の進捗状況は順調に進んでいる</td> <td>小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる</td> <td>小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中期計画の進捗状況はやや遅れている</td> <td>小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>中期計画の進捗状況は著しく遅れている又は実施していない</td> <td>評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が1.9点未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。</p> <p>【備考】 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評定の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。</p>	区分	評価の基準の説明		年度計画を著しく上回って実施している		年度計画を上回って実施している		年度計画を概ね計画どおり実施している		年度計画を十分に実施できていない		年度計画を著しく下回っている、又は実施していない	区分	評価の基準の説明	判断の目安	S	中期計画の進捗状況は特筆すべき実施状況にある	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が4.3点以上	A	中期計画の進捗状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満	B	中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満	C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満	D	中期計画の進捗状況は著しく遅れている又は実施していない	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が1.9点未満	<p>(法人からの意見)</p> <p>個別項目評価のうち、年度計画の大項目「第3 財務内容の改善に関する事項」の「1 予算」、「2 収支計画」及び「3 資金計画」は、関連した内容であり、他県の事例でもまとめて評価していることなどから1つの項目として評価したい。</p> <p>評価委員会として了承</p> <p>区分の「年度計画を著しく下回っている」の部分は、区分の「年度計画を十分に実施できていない」と重なる表現で分かりにくい。区分は、「年度計画を実施できていない」もしくは、「実施できていない」などとしたほうがよい。</p> <p>区分「年度計画を十分に実施できていない」に対応するものが、大項目評価の評価基準の区分Cの「中期計画の進捗状況はやや遅れている」ということだが、表現に若干齟齬があるように思う。区分Cの「やや遅れている」というのは、2.6点に近いイメージということか。判断の目安の設定については、非常に難しい。区分Sの「小項目の平均点が4.3点以上」は、非常に高い点である。また、評価項目数が大項目によって異なることも、設定する際に難しい要因の1つでもある。なかなか答えは見つからないと思うので、評価をやっていく上で見直しを行えばいい。</p>	<p>事務局回答</p> <p>他県の先行事例ではパーセントで示しているところもある。素案は区分は80%以下、区分の「著しく下回っている」は50%を切るようなイメージを表現したものである。「実施できていない」だけであると0%に近いイメージになる。</p> <p>区分Cの判断の目安は個別評価項目の集計結果の平均値であり「小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満」といった幅があり、それをどう捉えるかである。表現等含め、再度検討したい。</p>	<p>2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に対応する年度計画の項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」 <p>3 個別項目評価のうち、年度計画「第3 財務内容の改善に関する事項」の「1 予算」、「2 収支計画」及び「3 資金計画」については、1つの項目として評価することとする。</p> <p>別表2 修正なし（備考欄のみ削除） 個別項目評価における評価基準（実施要領3 - (1)、(2)関係）</p> <table border="1" data-bbox="1579 472 2130 655"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価の基準の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>年度計画を著しく上回って実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を上回って実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を概ね計画どおり実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を十分に実施できていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年度計画を著しく下回っている、又は実施していない</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考欄削除</p> <p>別表3 大項目評価における評価基準（実施要領3 - (3)関係）</p> <table border="1" data-bbox="1579 815 2130 1174"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価の基準の説明</th> <th>判断の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>中期計画の実施状況は特筆すべき状況にある</td> <td>小項目の平均点が4.3点以上</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>中期計画の実施状況は順調に進んでいる</td> <td>小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>中期計画の実施状況は概ね順調に進んでいる</td> <td>小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中期計画の実施状況は遅れている</td> <td>小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>中期計画の実施状況は著しく遅れている又は実施していない</td> <td>小項目の平均点が1.9点未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。</p> <p>【評価にあたっての留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評定の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。 2 S及びDの評価とする場合は、評価委員会が特に認める場合かつ判断の目安を満たしているものに限る。 3 個別項目評価で、以下の評価がある場合は、A以上の評価とはしない。 	区分	評価の基準の説明		年度計画を著しく上回って実施している		年度計画を上回って実施している		年度計画を概ね計画どおり実施している		年度計画を十分に実施できていない		年度計画を著しく下回っている、又は実施していない	区分	評価の基準の説明	判断の目安	S	中期計画の 実施 状況は特筆すべき状況にある	小項目の平均点が4.3点以上	A	中期計画の 実施 状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満	B	中期計画の 実施 状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満	C	中期計画の 実施 状況は遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満	D	中期計画の 実施 状況は著しく遅れている又は実施していない	小項目の平均点が1.9点未満
区分	評価の基準の説明																																																														
	年度計画を著しく上回って実施している																																																														
	年度計画を上回って実施している																																																														
	年度計画を概ね計画どおり実施している																																																														
	年度計画を十分に実施できていない																																																														
	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない																																																														
区分	評価の基準の説明	判断の目安																																																													
S	中期計画の進捗状況は特筆すべき実施状況にある	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が4.3点以上																																																													
A	中期計画の進捗状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満																																																													
B	中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満																																																													
C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満																																																													
D	中期計画の進捗状況は著しく遅れている又は実施していない	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が1.9点未満																																																													
区分	評価の基準の説明																																																														
	年度計画を著しく上回って実施している																																																														
	年度計画を上回って実施している																																																														
	年度計画を概ね計画どおり実施している																																																														
	年度計画を十分に実施できていない																																																														
	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない																																																														
区分	評価の基準の説明	判断の目安																																																													
S	中期計画の 実施 状況は特筆すべき状況にある	小項目の平均点が4.3点以上																																																													
A	中期計画の 実施 状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満																																																													
B	中期計画の 実施 状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満																																																													
C	中期計画の 実施 状況は遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満																																																													
D	中期計画の 実施 状況は著しく遅れている又は実施していない	小項目の平均点が1.9点未満																																																													